

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業
訪問型サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会が設置する社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する藤枝市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業 訪問型サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態又は事業対象者等にある利用者に対し、サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 介護保険法等に従い、その利用者が可能な限りその居宅において、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、藤枝市が定めた規則を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 静岡県藤枝市瀬戸新屋83番地の6

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名（他の職務と兼務）

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者（訪問事業責任者） 常勤2名以上

サービス提供責任者は、サービス利用の申込みに係る調整、サービス計画書の作成等を行う

(3) サービス従事者 5名以上

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日
ただし、12月29日から1月3日は除く。
- (4) サービス提供時間 午前8時から午後6時まで

2 サービス提供にあたっては、第1項の(3)及び(4)に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

(サービスの内容)

第7条 事業所で行うサービスは次のとおりとする。

- (1) 現行の訪問介護相当のサービスの内容は、身体機能や認知機能の低下により状態が不安定で日常生活を営むことが困難な利用者に対して、計画に基づいて要介護状態になることを予防した援助を行うこととする。
- (2) 緩和した基準によるサービスの内容は、計画に基づいて家事等を利用者と共に行う自立支援の為のサービスとする。

(利用料等)

- 第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、藤枝市が定めた額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
- 2 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
 - 3 サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
 - 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、藤枝市とする。

(衛生管理等)

第10条 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 従事者は、サービスの提供時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 第12条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとする。

(苦情処理)

- 第13条 サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者のサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針を整備

し、従業者に周知するとともに、研修を定期的実施する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第16条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会を設置、指針の整備を行い、従業者に周知するとともに研修を継続的に実施するものとする。

（感染症予防の取り組み）

第17条 事業所において感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備を行い、従業員に周知するとともに研修を実施するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。また、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント対策の強化）

第19条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、従業者の資質向上に努めるものとする。

- 2 事業所は、サービスに関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第21条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日

の1月前までに、次に掲げる事項を藤枝市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現にサービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。